

法定(外)公共物の用途廃止事前調査依頼及び用途廃止申請時の留意事項

1 用途廃止事前調査依頼

(1) 留意事項

- ① 申請人は申請地に線で接する土地所有者のみとなります。(申請地に点で接する土地所有者は申請できません。)
- ② 道路管理課は用途廃止事前調査依頼書受領後、現地調査・関係各課との協議を経た第1次審査を行い、その結果により、申請人に第2次審査に要する利用状況調査様式の提出依頼又は、用途廃止申請不可の連絡をいたします。
- ③ 道路管理課は第2次審査後、事前調査結果を申請人に通知いたします。

(2) 提出書類

① 事前調査依頼書(様式第1号)

- ・ 位置図、案内図、公図写し、隣接地の登記事項要約書又は全部事項証明書の写し、現況写真、土地利用計画図、委任状(申請人が代理人を立てる場合)を添付すること。

② 用途廃止に関する利用状況の確認書(様式第4号)

- ・ 申請箇所が赤道等の場合に取得を要する。
- ・ 道路管理課より提出依頼の連絡を受けた後、当該地を管轄する自治会長から利用状況を確認し、提出すること。(自治会の印又は自治会長個人の印を押印すること。)
- ・ 確認書には申請地を特定する図面を添付し、押印した印(自治会の印又は自治会長個人の印)で割印すること。

③ 利害関係人の用途廃止及び売払等に関する同意書(様式第5号)

- ・ 申請箇所が水路の場合に取得を要する。
- ・ 現地調査の結果を受けた後、水利組合もしくは土地改良区の代表者より取得し、提出すること。(団体印又は代表者印を押印すること。)
- ・ ただし、水利組合、土地改良区共に存在しない場合は、前項の「用途廃止に関する利用状況の確認書(様式第3号)」を準用し添付する。
- ・ 同意書には申請地を特定する図面を添付し、押印した印(自治会の印又は自治会長個人の印)で割印すること。

2 用途廃止申請

用途廃止申請は、「用途廃止事前調査依頼」に対する第2次審査後の本申請ができる旨の連絡及び管財課からの売払い価格の連絡を受けた後、当該財産の払下げの意向を十分に検討した上でご申請ください。

なお、道路管理課に用途廃止申請を受け付けた後においても、様々な事情により、やむを得ず用途廃止を不可とすることがありますので、ご承知おきください。

なお、下記の留意事項を十分にご確認いただき、道路管理課へ申請書をご提出ください。

(1) 留意事項

- ① 用途廃止申請から売払完了までの間、分筆や所有権移転など土地の異動は行わないでください。
- ② 用途廃止申請は、申請書を正副2通（道路管理課用、管財課引継ぎ用）提出してください。
（副本は正本の写し可）
- ③ 諸証明書は、申請書の提出時に最新のものを取得し、原本を添付してください。
- ④ 法定外公共物を隣接者同士が分け合って用途廃止を希望する場合、当事者間でお互いの申請区域を確定した上で、双方の申請書を同時に提出してください。
- ⑤ 提出書類には、インデックス（見出し）を貼り付け、下記(2)提出書類のとおり目次を作成してください。

(2) 提出書類

- ① 用途廃止申請書(様式第6号)
 - ・ 標準様式はA3用紙とする。やむを得ずA4用紙を使用し申請書が2枚にわたる場合は、申請人の実印で綴じ目に割印をすること。（A3原稿の縮小は不可。）
 - ・ 申請者欄は、本人自署により記名し、実印を押印する。パソコン等で作成しないこと。
- ② 申請人の印鑑証明書
 - ・ 申請日前3か月以内に交付を受けたものとする。
 - ・ 法人の場合は代表者の資格証明書も添付すること。
- ③ 委任状
 - ・ 申請人が代理人を立てる場合は、申請人本人が記名し、実印を押印した委任状を添付すること。
- ④ 位置図
 - ・ 縮尺1/25,000から1/50,000程度の地図に、申請箇所を赤線○で明示すること。
- ⑤ 案内図
 - ・ 住宅地図等、現地を明確に把握できる地図を使用し、申請箇所を赤線○で明示すること。
- ⑥ 公図の写し
 - ・ 申請箇所を赤線で明示すること。
 - ・ 申請箇所の隣接地（線又は点で接する土地）の地番、地目、地積及び所有者名を記入すること。
 - ・ 当該公図の所在する法務局名、方位、縮尺、転写年月日及び転写者氏名を記入し押印すること。

⑦ 現況平面図

- ・ 縮尺 1/100 から 1/500 で周辺の状況(建物配置等)を表記し、申請箇所を赤線で明示すること。
- ・ 申請箇所の隣接地（線又は点で接する土地）の地番，地目及び土地所有者名を記入すること。
- ・ 法定道路又は法定外公共物の名称（法定外道路，法定外水路等）を記入すること。
- ・ 境界の位置を明記すること。
- ・ 現況平面図の作成者の資格及び氏名を記入し，押印すること。

⑧ 地積測量図

- ・ 表題登記に使用できるものとし，不動産登記法規則第 73 条から第 78 条に基づき作成すること。
- ・ 申請箇所について，分筆等により地積測量図が法務局に提出されている場合，その写しを添付すること。

⑨ 当該箇所に隣接する土地の登記事項証明書

- ・ 申請箇所と線又は点で接する全ての土地について，最新のもの取得し添付すること。

⑩ 当該財産の登記事項証明書

- ・ 申請箇所が有地番（地番の振られた土地）の場合に，最新のもの取得し添付すること。

⑪ 隣接土地所有者等の境界，用途廃止及び売払等に関する同意書(様式第 7 号)

- ・ 申請人を除く，隣接土地（線又は点で接する土地）所有者全員について，必ず本人が自署し実印を押印の上，印鑑証明書を添付すること。（パソコン等で記名したものは不可。）
- ・ 法人の場合は代表者の資格証明書も添付すること。
- ・ 地積測量図等（申請箇所を特定できる図面）を添付し，押印した印（隣接土地所有者の実印）で割印をすること。

⑫ 占使用状況調査書(様式第 8 号)

- ・ 様式に従い記入すること。

⑬ 現況写真

- ・ カラー写真を正・副ともに添付すること。
- ・ 申請箇所を赤線で明示すること。
- ・ 現況平面図に撮影方向を明示し，写真の表示番号等と整合させること。

⑭ 官民境界協定書等の写し

- ・ 申請箇所，隣接地の管轄官庁との境界協定書等の写しを添付すること。
- ・ 地籍調査事業，法務局 1 4 条地図作成事業実施区域において，その測量成果を活用する場合は，その成果の写しを添付すること。

⑮ その他市長が必要と認める書類及び図面

【お問い合わせ先】

宇都宮市 建設部 道路管理課
道路登記グループ

電話 028-632-2516・2697